# 第1回岩見沢市子ども・子育て会議議事録

日時 8月27日(金)午後6時00分 場所 であえーる岩見沢4階 会議室1

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議事

## 報告事項

(1) 専門部会の報告について 「令和3年度子どもの安全と安心に関する専門部会」

# 協議事項

- (1) 第2期岩見沢市子ども・子育てプラン 令和2年度の対象事業の評価について
- (2) 令和3年度の主な事業について
  - ①えみふるふぁいるの普及について
  - ②地域子ども体験活動補助金について
  - ③保育所等の施設利用状況について
  - ④病児・病後児保育事業の現状について
  - ⑤へき地保育所の利用状況について
  - ⑥保育所等の耐震改修について
- (2) ヤングケアラーの状況について
- 3 その他
- 4 閉 会

事務局	1 開会(18:00)
	委嘱状交付
A 委員	2 議事
	それでは議事に移ります。報告事項(1)令和3年度子どもの安全と安心に
	関する専門部会について事務局から説明をお願いします。

### 事務局

この専門部会は、第2期岩見沢市子ども・子育てプランに盛り込んだ、子どもの機会格差の解消を目的にした「子どもの体験活動補助金」を交付する団体活動の選定に当たることを目的としています。

今年度、4月から5月にかけて2回開催いたしました。

第1回目は、4月12日、書面会議にて、(1)令和2年度の活動実績の報告、

(2) 令和2年度の成果と課題を踏まえた令和3年度の募集要項、(3) さらに 審査実施要領案の3点について、ご協議いただきました。

これら3点に対して、委員の皆様方からは、特段のご意見がなく、承認いただいたところですが、新型コロナ禍での活動に対する安全に配慮した取り組みを、という参考意見をいただいています。

第2回目は、応募があった活動の提案を選定するために、5月31日に開催 しています。

選定結果は、資料に記載のとおり、応募があった7件総てを採択しています。 ただし、7件のうち、こども食堂の活動に関わる3件には要望額通りに一律10万円を、その他の活動4件には、要望額の1/2に当たる5万円を一律交付することに決定しています。

なお、活動に当たっての留意点として、昨年度と同様に、子どもの負担にならない参加費、継続的な活動につながる助成金等を確保する努力、保護者が多用しているSNSに頼らずに子どもに直接、体験活動の情報が届く方法として、チラシなどの活用などを求めています。それに加えて、今年度は、新型コロナウイルスに感染した場合の対処策を盛り込んでいます。

7件の活動内容については、資料1下段の一覧表に整理しています。また、 活動状況については、このあと、協議事項の中でご説明いたします。

以上が子どもの安全と安心に関する専門部会についての報告です。

## A 委員

只今の説明につきまして、ご質問はありますでしょうか。

- コロナの状況が厳しいなか、活動が実施できるのか気になるところですね。 ほかにご意見が無ければ、次に、協議事項に移ります。
- (1) 第2期岩見沢市子ども・子育てプラン、令和2年度の対象事業の評価について、です。

資料2に、対象事業がリストになっています。令和2年度は、新型コロナの ため、計画通りの成果が得られないものも相当数あるようですが、事務局から 説明お願いいたします。

#### 事務局

協議事項(1)第2期岩見沢市子ども・子育てプラン 令和2年度の対象事業 評価について です。資料2をご覧ください。

A4の資料には、評価の概要を記載しており、A3の資料には第2期プランに 盛り込んだ保育所入所・環境整備事業から、特別支援教育振興事業までの、計 104事業の各担当課の評価を掲載しています。 資料の訂正がございます。A3の資料の表の上部分に集計結果を記載していますが、A評価の79件を78件に、B評価の21件を22件に訂正をお願い致します。

それでは、概要を説明させて頂きます。評価については、A から D の 4 段階になります。 A 計画通りの成果』については全体の(7 8件)7 5%。 B 一部成果を得られないもの』については全体の(2 2件)2 1%、 C 計画どおりに事業遂行できなかった』については(B 2件)全体のB 3%、 D 9 事業に着手できなかった』(B 2件)全体のB 1%という結果となりました。

集計結果を踏まえて、第2期プラン 初年度の成果と課題につきましては、一部成果が得られない、着手できない事業が全体の25%という結果でした。コロナ禍であっても、多くの事業では実施時期の変更、リモートの組み込みなど工夫を凝らして実施することで、ほぼ計画どおりの成果を得ることができました。中には、子どもとの接触が制約された時間を研修機会に活用する事業も見られました。

計画どおりの成果が得られない多くの事業は、実施回数や利用回数の減少であり、その原因としてコロナ禍に伴う利用者の物理的、心理的な行動抑制によるものが考えられます。物理的な制約として、子育て施設や高齢者施設の訪問、学校での外部人材活用、心理的な制約として、子育て支援センターや教育支援センターでの相談利用などに影響が見られました。そのほか、コロナ禍に関わらず、事業自体のPR不足や提供側が十分な体制を整えない事業もありました。以上を踏まえて、対象事業から、一部抜粋して、9つの事業についてご説明

致します。 まず、<1-6>ファミリーサポートセンター事業について、ご説明致します。 担当課は、子ども課です。

地域において育児の援助を受けたい依頼会員と育児の援助を行いたい提供者を会員として組織し、会員相互で子どもの保育園のお迎えや、子どもの預かり等の支援を援助する事業です。

毎年、提供者の確保のため、保育サービス講習会を実施しており、令和2年度も、同様に2回開催することができました。24名の講習会の終了者のうち、11名が提供者として、登録となりました。

また、サービス利用実績についても409件という結果となり、令和元年から見ても、ほぼ横ばいという結果でした。

令和2年度は、コロナ禍においても継続的な提供者の確保を行うことができるなど、安定したサービスを提供することができたことから A 評価としています。

今後も、安心した子育てができる環境づくりのため、子育て世帯のニーズに 沿った援助活動を支援していきます。

続いて、<1-26>保育士等人材確保事業について、ご説明いたします。

1

本事業は、令和2年度から新規に実施する事業で、市内の保育士又は幼稚園 教諭の人材を確保するために必要な費用の一部を補助することにより、幼児教 育や保育の質の維持・向上を図ることを目的としております。

この補助制度は、第2期子ども・子育てプランの5年間を対象とした時限制度となっており、市内の幼稚園・保育所等が新規採用者に対して、就職準備金を支給した場合、1人当たり上限20万円まで補助を行うものです。

令和2年度の実績は、保育所6園に6人分、120万円、幼稚園2園に4人分、80万円、併せて10人分200万円を園に補助しました。

令和3年度も、15人分300万円を予算措置しております。

続いて、<1-29>児童館地域見守り事業についてご説明いたします。

本事業はおはようキッズ事業という名称で令和2年度からの新規事業であります。

放課後児童クラブの登録児童が、土曜日や学校長期休業期間において、通常の預かり開始時間の8時半からでは保護者が就労に間に合わない家庭を対象に、シルバー人材センターに登録する高齢者の協力により7時半から開所・見守りしています。

昨年度は、当初の予定より1か月遅れての開始となりましたが、プラン策定時に係るニーズ調査結果で高いニーズが出た通り、開始当初から登録が増え、全21か所で年間延べ426人が登録、放課後児童クラブ全登録児童の35%となりました。年間の平均利用は3人となっていますが、土曜日の利用が少ないためで、長期休業期間の月~金でみると、多い児童館で20人の利用もありました。

シルバーの方の中には、けん玉など昔の遊びを通して、ふれあう機会を提供 している館もあると伺っており、こうした特色ある取組が広がっていけばと考 えております。

続いて、<2-19>不妊・不育症治療費助成事業です。担当課は、健康づくり推進課になります。

経済的負担の大きい不妊治療、不育症治療を受けているご夫婦に治療費の一部を助成し、安心して妊娠・出産できるよう支援する事業です。

令和2年度の申請者数は横ばいで、特定不妊治療助成のうち、高所得で不交付となった人が1人いましたが、それ以外は申請額どおり助成できています。 また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、年齢要件の緩和を行っているとのことです。

利用者のアンケート調査の結果でも、「家計が助かった」「治療のきっかけになった」と答えた方が多く、経済的負担の軽減や治療の一助になっていることから A 評価となっています。

今後については、令和4年度から特定不妊治療が保険適用となることを踏ま え、今後実施内容等の見直しが必要となります。

3

4

5

続いて、<3-7>学力向上対策事業についてご説明いたします。担当課は、 指導室です。

子どもたちの自ら学び考える力を伸ばすために、各学校に対し指導助言を行うほか、中学生向けの土曜学習会(S スタディ)や英検学習会(E スタディ)、 土曜キッズ英会話を開催するなど多様な学習機会を提供する事業です。

令和2年度は、全国学力・学習状況調査が中止となり、各学校で独自の検査 の実施による分析や標準学力検査を活用した分析により、学校課題を把握する ことができ、指導訪問も実施することができました。

また、コロナ感染不安による S・E スタディ(土曜学習会・英検学習会)への参加者は例年に比べ減少しましたが、対策を徹底し、実施することができました。E スタディ(英検学習会)は、感染不安、天候不良による参加者の減少があったことから、授業を録画し、オンデマンド配信することで、英検の合格率80%以上という結果となりました。

最後に、ALT が講師となり英会話の授業を行う(土曜キッズ英会話)については、新型コロナウイルス感染防止のため、全面中止となりました。

以上から全面中止となった事業が一部あり、参加者数も目標を下回る137 人に留まりましたが、一方で、リモートの組み込みなど工夫を凝らして実施することで、ほぼ実施することができたため、B評価となっています。

6

また、関連して<6-5> S・E スタディに対する支援、すなわち、スクールバスの運行支援について、併せてご説明いたします。無料学習会は、教育研究所が会場となっているため、会場から遠距離の幌向、北村、栗沢の3方面に送迎バスを運行し、学習会の利用を呼び掛けています。

令和2年度実績については、学校からの働きかけにより栗沢方面は申込者数も増加しましたが、幌向、北村方面は減少となりました。コロナ禍の環境で、全体の申込者数が約4割減少となりましたが、バスの利用等も含め、利用者の行動抑制が、特に遠距離の地域に集中したと考えられます。以上のことから、学力向上対策事業と同様にB評価となっています。

7

今後も、授業改善に向けた学校への指導訪問のほか、生徒が平等に学習への 参加機会が得られるような取り組みを進めていきます。

次に、<3-23>あそびの広場運営事業についてご説明いたします。

令和2年度のあそびの広場の運営については、年度当初からコロナの影響により約2か月間の休所からスタートし、再開後も利用者を市内に限定したほか、1日3クール制から2クール制への縮小、利用者数の上限を各クールおおむね100人とするなど、様々な制限を設けての運営を余儀なくされました。その結果、利用者数は個人と団体を併せて19,437人となり、対前年比約65%減となりました。

そのようななかで、利用者の満足度を維持するため、季節性の行事・イベントの継続、バルシューレやボルダリング、床やマットを使ってタンブリングな

ど各種教室事業を運営し、感染対策を講じながら利用離れを食い止める取組を 進めてまいりました。

開設6年目を迎えた令和3年度は、市内利用者のリピート率の向上を図るため、療育系の遊具などを新規導入するほか、休止中の第3クールの活用を図るため、ダンスやスラックラインなどの新たな教室事業の展開を図る予定であります。

続いて、<5-1>チャイルドホットラインについてご説明いたします。

チャイルドホットラインは、児童相談所や警察署、保健所などの関係機関とのネットワークにより、子育て支援推進会議の代表者会議をはじめ、実務者レベルを参集した企画検討会議、さらには必要に応じて要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議を開催し、児童虐待の防止と解決に向け、情報共有を進め、必要な支援等を協議・実行していく取組であります。

令和2年度は、要保護児童対策地域協議会として登録している要保護児童等について、学校や保育園、幼稚園と、月1回、欠席日数や保護者からの連絡の有無について情報を共有するほか、必要に応じて子どもの気になる言動等があった際に報告いただく取組を引き続き進めてまいりました。

虐待等の情報に接した際は、その緊急度やリスク等状況に応じて、児童との個別面談、家庭訪問、児相と同行した訪問指導など、関係機関と連携し対応したほか、個別ケース検討会議を計20回開催し、前年度11件から大きく増加しました。昨年度の会議内容としては、保護者の精神疾患や養育能力の不十分などを原因としたもののほか、ネグレクトや身体的虐待を受けた児童に対する支援を検討するための会議が多かった状況です。

続いて、<5-4>児童虐待防止の学習会によるネットワークづくりについてご説明いたします。

本事業は、プラン策定の際に「子どもの安全と安心に関する専門部会」の中でいただいたご意見をもとに、令和 2 年度新規事業としてプランに盛り込んでいます。

児童虐待の防止、さらには虐待が起きた際に迅速かつ適切に対応するためには、関係機関同士の協力が不可欠であり、日頃から顔の見える関係、相談し合える関係づくりを構築するためことが大切です。また、そうした関係づくりには、お酒を酌み交わすような懇親会の機会も利用し、フォーマルとインフォーマルの双方に柔軟に対応できる関係性を市内で取り組んでいく必要があるとのご意見をいただきました。

そこで、昨年度は有識者グループによる、顔合わせ的な懇親会を開き、そこから市内の関係者を対象とした研修活動を行えるグループや組織に発展させていく方向性を検討していましたが、コロナ禍で開催等のタイミングを逸してしまい、実施することができませんでした。

今年度は、有識者の少人数グループによる、顔合わせ的な勉強会を設置する

8

	ところからスタートし、今後、人選等をしていきたいと考えております。
10	続いて<6-3>、事業名は生活困窮者学習支援事業です。担当課は、保護
	課になります。
	経済的な理由で塾等に通えない児童に放課後の学習機会を提供していく事業
	です。対象者は、生活保護受給世帯及び準要保護世帯が対象となっています。
	令和2年度の参加児童の実績は、小学生4人、中学生2人という結果となりま
	した。令和2年度より、対象児童を中学生のほか、小学3年から6年生まで拡
	大し、より早い段階から学習の機会を支援していく取組を行っていますが、参
	加児童は伸び悩んでいるため、B評価という結果でした。
	要因として、参加児童と支援者とのニーズのミスマッチもあり、児童並びに
	保護者の意識を改善できず、参加者数の増加を見込めていないと考えられます。
	塾のような『学習の機会』を提供するだけでなく、先生との関わり等を通して、
	安心して学ぶことのできる『居場所』としての役割が構築できていないことも
	挙げられます。また、事業自体の PR 不足も要因として挙げられました。
	今後についても、全ての子ども達に対して、平等な学習の機会を提供し、貧
	困の連鎖からの脱却を目指すため、子どものニーズに沿った事業の構築が必要
	と考えられます。
A 委員	只今の説明について、ご質問はありますでしょうか。
	A4版の集計結果と、それを踏まえた課題、そしてA3版にまとめている個
	別の事業とを照らし合わせて、確認したいことや疑問点などがあれば、お願い
	します。
K 委員	休日保育事業や一時預かり事業の資料申請書は、ハローワークにも置いてあ
	ります。たとえば、休日保育を利用するうえで、事前に登録が必要となります
	か。また、一時預かり事業は、最大で何日預かってくれますか。
事務局	休日保育事業について、市内の西保育園にて実施していますが、基本的には
	事前に世帯状況等をお伝えしていただいたうえで、一週間単位でいつ利用した
	いのかを申込をしていただく形になっています。
	次に一時預かり事業についてですが、一か月最大で12日間の利用が可能で
	す。
K 委員	ありがとうございます。
	続いて、生活困窮者学習支援事業についてですが、私も生活サポートセンタ
	一りんくに訪問に行きますし、市役所保護課にも、巡回相談で訪問しています。
	その際に、生活保護者の方で、お子さんを塾に通わせられないという話をよく
	聞きます。先ほど、PR不足という説明がありましたが、私も巡回相談の際に周
	知することもできますので、何かチラシがあれば協力させていただきたいと思
	います。
事務局	各ケースワーカーが小中学生のいる世帯に、チラシを配布して利用を促して

	います。ただ、コロナ禍で自宅に家庭訪問する機会が減っている状況もあると
	聞いておりますので、ぜひ委員の巡回相談の際に周知にご協力いただけるので
	あれば、大変ありがたいことですので、担当課のほうに情報として伝えます。
A 委員	他にありませんか。では、私からも生活困窮者学習支援事業について追加で
	質問させて頂きます。資料のなかに、『児童と支援者のニーズのミスマッチがあ
	る児童並びに保護者の意識を改善できず、参加者数の増加を見込めていませ
	ん。』と記載がありましたが、保護者の意識の改善とはどういう意味ですか。
事務局	コロナ禍のなか、ケースワーカーが家庭訪問する機会が減っており、直接、
	児童と会うのが難しいことが多くあり、子どもの本当のニーズを把握できませ
	ん。その中で、学習支援事業を途中で辞退した保護者の話を聴くと、子どもが
	勉強したくないと言っているからと、おっしゃることがあり、保護者の学習へ
	の意識の低さが、児童の学習への意識にも繋がっているケースが多くあるとい
	う意味です。
A 委員	この事業に関わっていくことが、貧困の連鎖に入り込む大事な取り組みだと
	思いますが、児童がやる気が無いから、やりませんでは、何のための事業なの
	かと考えてしまいます。
C委員	勉強は、ちょうどできるレベルに下げないとやる気にならないです。学校の
	授業は、学年で区切られていますから、授業内容がその子に合ったレベルかど
	うかは、分かりません。特に、やる気になっていない子どもは、その時点でレ
	ベルに合っていないことが多いですから、そこから査定できなければ、支援に
	なりません。事業に、査定のできる人が関わらなければ意味がありませんし、
	モデルの見直しが必要かと思います。
A 委員	子どもと保護者の問題ではなく、教える側の事業体とのミスマッチというこ
	とですね。
C委員	そもそも、子どもと保護者は、やれることはやります。その意識を変えるの
	ではなく、周りの意識を変える必要があります。どう子どもたつに楽しく学習
	を提供できるのかということが最優先です。
A 委員	この事業は、子どもと保護者へのアプローチと評価をする上での考え方が分
	かっていないのかもしれません。ご検討いただければと思います。
	他にございますか。なかなか厳しい状況のなかで、A評価が多かったですね。
	ほかに無ければ、次の議題に移ります。
	協議事項(2)令和3年度の主な事業について、最初に、①えみふるふぁ
	いるの普及について、事務局から説明してください。
事務局	えみふるふぁいるの取り組みについて、ご説明させていただきます。本日か
	ら初参加される委員さんもいらっしゃいますので、ふぁいるの目的や内容等も
	含めて、配布しています「広報いわみざわ9月号の特集記事」を初めにご覧く
	ださい。

特集記事の2ページ目の下段に記載している通り、えみふるふぁいるは子どもが生まれてから高校を卒業するまでの各ライフステージにおいて、成長や健康、発達などを記録することができる成長記録ファイルであります。

また同時に、子どもの成長が進むにつれ、発達などで心配やつまずきがあったときに、このファイルを持って母子保健や福祉、教育、医療などさまざまな機関で相談や支援を受けることにより、成長記録ファイルから発達支援ファイルに変化し、その後の支援等をスムーズに進めることができたり、ファイルをもとに関係機関が情報を共有し、切れ目ない一貫した支援を提供するなどの効果が期待されます。

次に左側の3ページになりますが、このファイルは子育てを楽しみながらを基本に、保護者には気楽に負担なく、活用していただけるよう、成長記録だけでなく、習い事などの記録を記載する「学びの記録シート」や通院歴を記録する「てあての記録シート」、思い出の写真や作品を収納できる2つのポケットなどで構成されています。

このファイルの取り組みは、子ども・子育て会議に設置した専門部会の場で約2年間協議され、令和元年9月の1歳6か月児健診から配布をスタートし、以降は、1歳6か月児健診時に限らず、保護者からの求めがあれば子育て総合支援センターや教育支援センター、市役所福祉課、市立病院小児科の窓口で配布しております。配布スタート後においても、保護者に使い続けてもらうためにどのような取り組みが必要か、また、支援する側の活用の幅をどう広げていくかなどを専門部会を定期的に開催し、協議します。

今回は、昨年度開催した専門部会での意見を踏まえ、令和3年度に実施している取組状況について、資料3に基づきご説明いたします。

それでは、資料3をご覧ください。

令和元年9月に配布した最初の対象児が、今年の3月には1年半が経過となり、3歳児健診を迎えることとなるため、その活用状況を把握するため、令和3年3月から7月にかけての3歳児健診対象児の保護者に事前アンケートに記入いただき、保護者152名から回収しています。結果についてはグラフのとおりですが、79%にあたる120人が持っている一方で、32人がファイルをどこにやったかわからないとの回答でありました。120人のうち、103人が未使用で、17人の方が記録や保管という形でご使用いただいていますが、使用率は16.5%。自由記載欄では使い方がわからないといった声が多く、活用の場面やメリットを適切に伝える普及啓発が課題となっています。

続いて(2)の「保護者に使い続けてもらうための取組」についてです。

まず①点目ですが、先ほどの普及に向けた課題への方策にも関係してまいりますが、写真やイラスト使って活用例を紹介する活用シートを作成し、記録する、集める、相談するの3つの活用を提案しています。こちらのシートは8月配付時からファイルにつづりお渡ししています。

②点目ですが、従来から「てあての記録シート」や「学びの記録シート」など、必要に応じて市ホームページからダウンロードできることとしていましたが、それらに加え、成長曲線や相談記録シート、検査記録シートを作成し、任意で活用できることとしております。相談記録シートや検査記録シートは、保健センターの健診受診時の面談や子育て総合支援センターの心理検査の場面などで、保護者に記録を促し、ふぁいるを活用する場面を設けています。

続いて(3)の「支援者に活用を拡げていくための取組」についてです。

まず1点目ですが、相談をうけた支援者がえみふるふぁいるを持っているかを声掛けしたり、持ってくるよう促したり、支援につなげるための啓発ツールとして、事務所や相談室の目につきやすい位置に掲載いただく支援者向けポスターを作成し各機関へ配付しております。

2点目ですが、(2)の②でもご説明した記録シートなどについては、昨年度 末から個別ケースの支援者会議などにおいて周知・活用を依頼するほか、支援 者会議で決定した支援方針や援助内容を記録した会議顛末を記録シートに反映 して、保護者にフィードバックする実践も行っています。

3」点目ですが、福祉や教育等の関係機関に対し、市教委の取組や実践例を 説明会を通じて紹介しています。今後、学校関係者を9月に、保育園・幼稚園 等も順次機会を捉えて実施していく予定です。

えみふるふぁいるの取組は、スタートしてから2年を迎えようとしています。 最初の配付対象児には、3歳児健診で再度、持参いただき声掛け、子育ての労いの言葉をかける機会としましたが、より一層普及させるには、こうした節目の機会や使うきっかけを多く持ち、根気強く声掛けしていく必要があると考えています。また、合わせて、支援者に対する実践例を周知していく取組についても、継続的に行っていく必要があると考えています。

# A 委員 何かご質問ありますか。

#### F 委員

4月から児童養護施設に着任しましたが、お話を聴いていて、養護施設の子ども達にも使えるファイルではないかと感じました。

施設の子どもは年齢がバラバラですが、施設で何年間か過ごす子どもたちが主です。施設で生活していた間、部分的ではありますが、我々が日々子ども達の気になった部分を記録として記載して、親御さんに渡すといったことは他の児童養護施設でもなかなか無いと思います。このファイルが、親御さんに施設で預かった子どもたちの成長過程を振り返ってもらえるようなきっかけになれば良いかもしれません。保護者支援ということになるかもしれませんが、いずれにしても、養護施設の子どもたちに活用できるファイルとなるように感じました。このファイルの中身は、ダウンロードして利用できるのでしょうか。

#### 事務局

中身の書式は、ダウンロードすることができますが、外側のファイルはこち らでお渡しすることができますので、ご連絡していただければ必要分をお持ち

	します。
F 委員	岩見沢市民とは限らないですが、親御さんに伝える手段として、えみふるふ
	ぁいるを活用できるかと思いました。
事務局	最終的には、子どもが大人になった時に、プレゼントとして渡してもらい、
	自分が親となったときに、子育てに活用していただくことも、一つの側面とし
	て考えています。
F 委員	本来は、そのような側面での使い方かと思いますが、事情を抱えている親御
	さんたちですから、通常、電話や口頭で子どもたちの様子を伝えていますが、
	形として渡せると、親御さんにも何か参考になってくれるような気がします。
A 委員	これは、学校とのやりとりができるツールとなりますので、養護施設の子ど
	もたちにも活用していただければ、また別の側面としても利用できますね。
	それでは、他に何かありませんか。
H委員	ファイルの配布を開始してから2年、幼稚園に行っていない小さいお子さん
	が現在対象となっているかと思います。ファイルを使っていないというアンケ
	ート結果が、このファイルの現状です。岩見沢市ではブックスタートや親子ひ
	ろば等子育ての取り組みがさまざまあります。他の取り組みの場面でも、ファ
	イルの周知ができる方法はないのかと思いました。どこかに行くときに、えみ
	ふるふぁいるを一緒にもっていくことで子育てに役立つことが周知され、岩見
	沢市は子育ての町だと認識できるよう、今から取り組む必要があります。
事務局	保育園や幼稚園が、ファイルを持ってくるように伝えることで、園側も情報
	共有や、保護者と一緒に育てていきましょうと歩調を合せるツール等のメリッ
	トがあれば、より普及していくと思いますので、地道に声掛けをしています。
H委員	お母さんたちには、健康ポイントカードを持ち歩いている方が多いですね。
	同じように、上手に取り組みを進めていけると良いですよね。母子手帳よりも
	充実したものになるかもしれません。
A 委員	母子手帳をファイルに入れていただきたいです。母子手帳以降の記録するツ
-1-74 H	ールとなります。
事務局	活用する機会が増えれば、持ち続けるモチベーションとなりますから、その
r <del>*</del> P	部分を課題として捉えていきたいと思います。
D委員	えみふるふぁいるの取り組みについて、一昨年幼稚園で説明を受けたかと思
	います。幼稚園の入園の際に、個人票という個人情報を記録していただき、面焼を行いますが、その際にファイルな一緒に担っしていただければ、老者にな
	接を行いますが、その際にファイルを一緒に提示していただければ、参考にな   るかと思います。
A 委員	### #################################
11 公只	トラブルがあった際に、発達の状態をたどるうえで成長ファイルから、どのよ
	うな機関や人とつながってきたのかが知ることがで、役立ったという話があり
	ます。えみふるふぁいるも、検査データだけでなく、どんな活動に参加したか

	とか、地域のお祭りに参加したかとか、人とのつながりを把握することができ
	るといった意味でも効果的なものになっていくと期待しています。今後も、ど
	のように活用できるかを積極的に検討していただきたいと思います。
C 委員	もう少し経つと、就学前健診に持参したり、学校がらみで使用する機会も増
	えますね。私の子どものファイルには、成績表を入れています。入れたいもの
	が増えていくと、使用するイメージができます。私の臨床の現場では、少し大
	きな子どもたちが多いので、ファイルを渡す場面はありませんが、一番最初に
	渡した子どもたちが、就学前健診に達した時期が一つのターニングポイントに
	なりますね。
J委員	私も、乳幼児がいますが、私の子どももいただいていたと思い出しました。
	母子手帳に記入することが多く、ファイルに書き込むことは、まだ無いですが、
	大きくなったら、使用できるかと思います。
A 委員	ぜひ使用した際に、ご意見をいただければと思います。
	他に、ございませんか。なければ次に進みます。
	②地域子ども体験活動補助金について、事務局から説明してください。
事務局	次に、子どもの体験活動補助金についてご説明します。
	資料1に戻り、下段の表をご覧いただきたいと思います。
	今年度選定された7つの団体の活動について、活動目的と内容、実施状況に
	ついて、まとめています。
	左側の表は、こども食堂を開設する3つの団体の活動で、左側の表は、外遊
	びなどを実施する4つの団体の活動です。
	7ついずれの団体も、補助金の概算払いの手続きは完了している状況で、当
	初提案した内容の活動を進める予定となっています。
	各団体の活動状況について、簡単にご説明いたします。
	こども食堂の3団体とも、新型コロナ感染防止のため、持ち帰り方式をとっ
	ています。
	このうち、こども食堂の①「げんき」については、毎月第3土曜日に定期開
	催しています。今年度は、4月からこれまでの毎月開催で、この補助金を合わ
	せて、多くの自己資金を取り込み、活動費に充てています。
	また、4月には、政府から備蓄米の無償交付も受け、毎回 100 食を目標に、
	毎月、休まず取り組んでいます。8月については、資料では●の表示になって
	いますが、110 食を提供しています。
	また、昨年度、各児童館に弁当を配達して子どもや保護者の声に触れた経緯
	などから、定期開催のチラシを提供いただき、市の担当課から児童扶養手当の
	受給を受けている、ひとり親家庭あてに郵送し、活動を周知しています。
	なお、弁当の配布だけでは、子どもとの関係づくりを目的にする体験活動補
	助の要件に合致しません。

そこで、9月にはナカノタナ会場で、ミニ縁日も同時開催する企画を盛り込んでいますが、緊急事態宣言の中で、どの程度のあそびを提供できるか難しい 状況だと聞いています。

次に、②「もぐもぐキッチン」は、7月、8月と2回開催しています。食事は持ち帰り方式なので、毎回、縁日を模したゲームなどを盛り込み、子どもたちとの関係づくりに努めています。

こうした工夫を取り入れていることから、これまで2回の実績は、昨年度の 倍以上もの来場者を集めています。

8月の開催には、地元の緑陵高校生も加わって、盛り上げており、このあと 10月の開催においても高校生が参加する予定だと聞いています。

もぐもぐキッチンは、活動を始めてから1年足らずで、定期開催にもっていくには、運営態勢づくりや資金集めなどを強化する必要がありそうです。

次に、③「いわみざわこどもキャンパス」のこども食堂です。北海道教育大学岩見沢校の学生たちの団体が設置するこども食堂です。

初回は、8月8日に「まんぷく食堂」という看板を掲げて、駒園地区の町内会館で開催しています。最初とはいえ40食を提供できるなど、ゲームなどを取り入れて地域の子どもたちとの関係づくりに工夫しています。

次回も、同じ場所で10月に開催することが決まっています。

次に、右側の表をご覧いただきたいと思います。こども食堂以外の活動です。 ④「なんかする会?」は、昨年度と同様に、志文小学校区の子どもたちを対象に、外遊びの活動を行っています。

この団体は、いわゆる小学生のママたちの目線で、公園や学校の校庭を使って、季節に応じた遊びを、昨年度と同様に延べ4回開催する予定で、8月の水遊びには、29人の参加がありました。

新型コロナ感染防止として外出が自粛され、さらに猛暑だったせいか、参加者は昨年度の半数以下ですが、大学生や高校生も参加して、子どもたちと身体を使った遊びが出来たと報告を受けています。

次回は10月に志文小学校のグラウンドを利用して、アトラクションなどを 楽しむ予定です。

次に、⑤「レクリエーション事業」は、栗沢地域の団体が企画する活動で、 8月の地元の行事に合わせて、小学校の駐車場でお祭りを準備し、チラシも作成して配布周知するばかりだったのですが、新型コロナのまん延防止措置が延長され、実施できず、延期になっている状況です。

次に、⑥「子どものためのヨガ教室」は、7月下旬から8月中旬の夏休みの期間に、児童館に出向き、子どもたちにレッスン体験の場を設けています。

開催した5つの児童館では、延べ98人の子どもたちが参加しています。ヨガポーズや呼吸法などは、子ども達にも好評で、さっそく、毎月各児童館で発行している児童館だよりに掲載する館もありました。

次に、⑦「ベジトレ、食 de アート」ですが、こちらは、10 月と2月に活動を予定し、補助金の申請を受けたところです。活動場所は、栗沢市民センターなどを予定していますが、まだ、具体的な企画が決まっていない状況です。

代表からは、感染が続いている中、施設内での飲食を伴うベジトレのようなイベントを行うことの難しさを感じております。子ども・子育て会議の皆さまには、感染状況によって当初の企画書と変更になる可能性があることをお伝えいただける幸いです。とのメッセージをいただいています。

各団体とも新型コロナの感染防止策を講じながらの活動であり、団体によって差異が見られますが、これまでの活動をご覧になって、今後の方向性や留意点など、委員の皆様からご意見いたければ、事務局から各団体に連絡していきたいと考えています。

以上、令和3年度地域子ども体験活動補助金についての現時点での活動状況となります。

## A 委員

岩見沢市子ども体験活動補助金についての報告でした。何かご質問ございますか。それぞれ順調に取り組まれているようですね。それでは、次に進みます。 ③保育所等の施設利用状況について、事務局から説明してください。

#### 事務局

資料3にお戻りいただき、資料右側 施設利用状況について と記載された 箇所をご覧ください。

この資料では、令和元年度から令和3年度までの、各年齢区分における未就 学児童総数、教育施設・保育施設の利用者数、児童総数における利用割合を集 計した結果を表にまとめています。

それでは、表の詳細についてご説明いたします。

児童の年齢を0歳、1・2歳、3歳、4・5歳の4つの区分に分け、それぞれの年度における市内全体の児童数、その内訳として教育利用者、保育利用者、いずれにも属さない未利用者に分類しています。各集計の基準日は、4月1日時点としています。

教育利用者は幼稚園・認定こども園の幼稚園部分の利用者、保育利用者は、 認可保育所、認定こども園の保育所部分、小規模保育事業が含まれます。

なお、認可外保育所については、この表では未利用者に含まれております。 0歳児の区分をご覧ください。

0歳児においては、令和元年度と令和3年度を比較すると(未就学)児童数は、391人から、343人(推計:374人)と、48人減少しております。 利用状況の内訳は保育利用者が1人減、未利用者が47人減となっており、 市内全体の児童数が減る中、保育利用者は横ばいです。

次に 1・2歳児ですが、1・2歳児も0歳児と同様に市内の児童数が減る中(788人:推計821人から33人減)、保育利用者はほぼ横ばいで、未利用者が減っています。

3歳児は、未就学児童数が37人減、内訳は教育利用者が22人減、保育利 用者が11人増、未利用者が26人減、4・5歳児は未就学児童数が110人 減、内訳は教育が70人減、保育が2人減、未利用は38人減となっています。 最後に全体の傾向です。表の下段、合計の欄をご覧ください。 未就学児童総数は、令和元年度に2,905人いたのに対し、令和3年度で は2,575人(推計:2,653人)と、330人減少(推計より330人 減少)しています。 内訳は、教育利用者が92人減、保育利用者は6人減、未利用者は232人 減となっています。 一方、児童総数に対する各区分の利用割合、構成比率は、教育利用が25. 8%から25.5%、保育利用が41.1%から46.1%、未利用児童が 33. 1%から28. 4%となっています。 現状としましては、児童数は減少傾向にあるものの、教育利用については全 体の構成比率に大きな変動はなく、保育利用については、構成比率が毎年上昇 しており、教育・保育に対する需要、特に保育に対するニーズは依然高い状況 が続いていることが伺えます。ただし、児童数は毎年減少しており、一部年齢 区分では、利用児童数の減少も見られます。今後は、定員と入所のバランスも 含め、動向を注視し、就学前の教育・保育に関する利用相談については、状況 に応じきめ細かく対応していきます。 A 委員 只今の説明について、ご質問はありますでしょうか。 子育てプランでは、0歳児の受入枠が、令和3年度まで不足すると記載され ていますが、実態としては、受入できているということですね。 事務局 A 委員のおっしゃる通り、子ども・子育てプランでは、O歳児について、令 和2年度は利用ニーズが143人に対して、保育所等の受け皿が136人であ るため、7人分受け皿が不足し、令和3年度では、ニーズが137人に対して、 受け皿が136人と1人不足しております。 しかしながら実態として、ニーズに応えることが出来ている一番の原因は、 未就学児童数が推計値より大幅に減少しているためです。 0歳児では、推計値 よりも33人減少しています。さらに、この計画上の受け皿は、各年齢の定員 を計上することとされていますが、実際には、定員を超えての運用が一定程度 認められており、各施設のご協力をいただきながら、受け入れを行っているた めです。 A 委員 定員とのギャップは無いということですね。ありがとうございます。 ほかに無ければ、次に④病児・病後児保育事業の現状について、事務局から 説明してください。 事務局 次に病児・病後児保育事業の現状についてご説明いたします。 本事業は、急な病気にかかった児童を専用スペースにて一時的に保育を行い、

保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的として実施しています。 当市では、病気の児童を預かる病児保育施設が1施設、病気から回復途中の 児童を預かる病後児保育施設が1施設の合計2施設で事業を実施しておりま す。 利用実績につきましては、表に記載のとおりとなっておりますが、延べ利用 者数は病児・病後児共に年々減少傾向にあり、特に病後児については令和2年 度の実績が1名となっています。 このような実績を踏まえ、今後の病後児保育のあり方を検討するために、今 年6月から7月にかけて市内の保育所や幼稚園等に入所している全児童の保護 者等を対象に病後児保育に関するアンケートを実施いたしました。 アンケートの回収率は70%を超え、多くの保護者から回答を得ることがで きましたが、その結果としては、病後児保育を知っているが73%にのぼりま すが、その一方で、病後児保育を利用したくない、または利用する必要がない が65%と、病後児保育の認知度はそれなりに高いが、ニーズが限定的である ことが判明いたしました。 また、アンケートの自由記載欄では病児保育の利便性向上に関する意見も多 くありましたので、事業受託者の意見を確認しながら今後検討していきたいと 考えています。 A 委員 只今の説明について、ご質問はありますでしょうか。 病後児保育の利用が、極端に少なくなっているという報告ですが、仮に、今 後、どのような方向性が考えられるのでしょうか。 事務局 病後児保育の現状を整理しますと、利用者は少ない、ニーズも限定的、しか しながら委託料(約660万円)は毎年かかっている状況となっていますので、 今後は病後児保育施設の見直しに向けて検討をしていきたいと考えておりま す。なお、病児・病後児保育事業全体のサービス低下に繋がらないように、病 気から回復途中の児童も病児保育施設で受け入れできないかという今後受入体 制の整備などを併せて検討してまいります。 C 委員 コロナウイルスが流行してから、皆さんマスクをするので、病気自体は減っ ています。病後児保育が最も利用されるのが、水疱瘡の回復期だと思いますが、 コロナウイルスが落ち着くと、そういった患者さんがまた増えてくることなど は、ゼロではないと思います。特殊な状況をみて、廃止としてしまうと、コロ ナ後の状況に対応できなくなってしまうという心配があります。 事務局 すぐに、結論を出すつもりはなく、今後の状況も見通しながら、判断したい と考えています。 A 委員 推移を注意しながら、今後について考えていただければと思います。 ほかに無ければ、次に⑤へき地保育所の利用状況について、事務局から説明 してください。

事務局	資料 4 右上、⑤へき地保育所の利用状況について と記載された資料をご
于7万/円	覧ください。
	市では、へき地地域における保育を要する児童に対し、必要な保育を行う為、
	認可外保育施設の1種である、へき地保育所を北村地区に2か所、定員100
	人の中央保育所、定員50人の幌達布保育所、栗沢地区に1か所、定員30人
	の美流渡保育所なかよし園を設置しています。
	いずれの保育所も毎年児童数が減少しており、幌達布保育所においては、今
	年度利用児童がいないため、休園となっています。
	へき地保育所については、2年間入所児童が6人以下になった場合、閉園を
	   検討することとしており、令和4年度に利用児童がいない場合若しくは6人以
	下となる場合、地域との協議等を経たうえで令和4年度を持って幌達布保育所
	は閉園となる可能性があります。
	また美流渡保育所も、令和3年度は8人の利用となっていますが、年長児が
	2人在籍していて、令和4年度に新規入園者がいない場合、6人以下となって
	しまうため、状況によっては令和 5 年度末を持って閉園となる可能性がありま
	す。
	へき地保育所の運営につきましては、今後も児童の利用状況の推移に注視しな
	がら、適切な施設配置を検討してまいります。
A 委員	只今の説明について、ご質問はありますでしょうか。
	児童数の減少について、市として何か対策はありますか。
事務局	美流渡地区では、移住、定住を進めている地域ですので、移住された方で美
	流渡保育所に入園された方は何名かいらっしゃいますが、地域柄、市街地と距
	離がありますので、子育て世帯を呼び込むというのは、現状としてなかなか結
	果が出ていないです。
A 委員	せっかく、定住しても保育園が無くなってしまうのは、せつないですね。今
	後どのようになるか、推移を見てきたいと思います。
	ほかに無ければ、次に⑥保育所等の耐震改修について、事務局から説明して 、、、、
-1-74 H	ください。
事務局	資料4の⑥保育所の等の耐震改修についてご説明いたします。
	この事業は、社会福祉法人が行う園舎の整備、建て替えについて、国の補助
	制度に基づきまして、建築費用の補助金を交付しています。今年度は、昨年か
	ら2か年事業で3条西10丁目にございます「西保育園」が実施しています。 昨年、基本工事な終え、現在、圏舎な母乳中で、供用開始は10日4日よ開
	昨年、基礎工事を終え、現在、園舎を建設中で、供用開始は10月4日と聞いています。
	いています。 一 今後の整備予定ですが、岩見沢市としましては、原則1か年1施設としてい
	ますが、記載のとおり、両園とも2か年事業で建て替える予定となっており「み
	なみ保育園」「中央保育園」につきましては、令和5年度に2園の重複が予想さ
	′゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚

れます。さらに年度がズレルことも有り得ます。 市内には13の法人立保育園、認定こども園がありますが、平成8年以降に 建て替えを行っている園は、整備予定の「みなみ保育園」「中央保育園」を含め ますと9園となります。残り4園、(あかしやS50、さくらぎS51、志文S 55、みどり S60) は建て替えをしておらず、現在のところも具体的な相談 の話はありません。 保育所の整備については、国の補助を基にして実施する、「保育所建築補助金」 と、市が独自に実施している「保育所建設償還補助制度」の2つの補助制度が あります。 今後も「保育所建築補助金」については、継続いたしますが、「保育所建設償 還補助制度」については、整備予定の2園に対する補助を持って廃止を予定し ています。 以上、簡単ではありますが、ご説明を終わります。 A 委員 只今の説明について、ご質問はありますでしょうか。 将来、市独自の償還補助制度が廃止予定とのことですが、利害関係をお持ち の委員の皆さまもいらっしゃいますので、ご意見をいただきたいと思います。 E 委員 市の財政によるものですから、何とも言えませんね。 A 委員 他に無ければ、協議事項(2)令和3年度の主な事業について、は以上で終 了します。 次に、協議事項(3)ヤングケアラーの状況について、事務局から説明して ください。 事務局 それでは、協議事項3 ヤングケアラーの状況について、ご説明します。 資料5をご覧ください。 「ヤングケアラー」とは、「本来、大人が担うような家族の介護や世話をする ことで、育ちや教育に影響を及ぼしている18 歳未満の子ども」ですが、以前 に比べると、報道で取り上げられることが増えました。 資料の右上にもある通り、岩見沢市は、従来から「要保護児童対策地域協議 会」、いわゆる「要対協」で、ヤングケアラーへの対応を行ってきましたが、今 一度状況を整理しながら、事例をお伝えし、今後の取り組みについて、ご協議・ ご意見をいただきたく思います。 資料の左上、国、道、市のこれまでの主な経緯を表にまとめました。 この中で、ヤングケアラーが注目されるきっかけとなったのが、令和2年度、 中高生、学校、要対協などを対象に国主導で行われた「ヤングケアラーの実態 に関する調査研究」です。 この調査では、世話をしている家族が「いる」と答えた割合が、中学2年生 で5.7%、高校2年生で4.1%ということが分かりました。(自身を YC 把 握2% YC知らない8割)

この調査結果を受け、国は今年の4月にプロジェクトチームを立ち上げ、5 月に報告書を公表しました。

その後、これまでの調査対象の中高生だけではなく、小学生や大学生のヤングケアラーも調べる方針を固めたという報道もありました。

道は、今年の6月、ヤングケアラーに関する有識者会議を設置しました。その後、8月にヤングケアラー実態調査を実施することになりました。

次に、岩見沢の動きですが、昨年度、要対協によるヤングケアラーへの対応 が1件ありました。

その後、今年の5月、小中学校の管理職に対して1回、実態調査を行いましたが、学校からの報告は2件と少なく、これは教員の認識不足があるのではないかと考えました。そこで、6月、改めてヤングケアラーの校内研修を行うことや再度の調査を行うことを各学校に指示し、その結果が下の表です。ヤングケアラーと思われる子どもは17件で、要対協ケースとなったのは4件です。

現在、子ども課でヤングケアラーとしておさえている、子ども及びその家庭について、支援しているケースが1件ございますので、ご紹介いたします。

本ケースは、5人世帯で、我々がヤングケアラーと認識している本児童は中学校2年生の男児です。母と姉、妹二人と、アパートで同居しています。上の姉は、19歳で市内にて就労中。下の妹には小学6年生と1年生がいます。

事の発端は、昨年11月、当時保育園に在籍していた本児童の妹より、保育士に母が数日間自宅に帰ってこないという話があり、ネグレクトの疑いを持った園が市の子育て総合支援センターへ相談。中学校を通じ、本児に事実確認したところ母親が本児と喧嘩をして、数日間不在となっているとのことであった。母の不在中、19歳の姉が妹らの面倒を見ていること、食事については、本児らが登校中に自宅に行き、母が調理して用意しているとのことでした。

このことをうけ、市としては、緊急性が低いことから直ちに児相への通告はせず、ネグレクトによる児童虐待を示唆する形で園を通じて母親に警告するとともに、本児の対する子育ての不安や悩みを解消するための相談先として、子育て総合支援センターを紹介しました。

指導により翌日には母親が自宅に戻っていることを本児を通じて確認しました。また、母親へ子育て総合支援センターからコンタクトをとり、今回の家を出た経緯を確認したところ、本児の幼稚さ、頼りなさ、勉強や生活に対する態度にいら立ち叱りつけてしまうという困り感を引き出したため、本

児と定期的に面会させてもらう約束を取り付けました。

以後、月に1回のペースで中学校内で面談を行い、本児の自主性や社会性を伸ばす関わりを持つとともに、過去に虐待的虐待を疑う傷があったことから、虐待に接したときに自身で我々や学校に SOS を出せるよう、関係性の構築に努めています。

その面談の中で、本児が掃除や洗濯など家事を担っていることが判明しました。本児の話によると当世帯は母親及び長女が働きに出てお金を稼いでいるため、家にいる子ども、特に年長の本児が、掃除や洗濯をすることになっているとのことでした。また、後に開催した個別ケース検討会議において、妹の保育園の迎えには本児が、来て家まで連れて帰ることもしばしば見受けられたとのことでした。

個別ケース検討会議では、母親の成育歴や性格、離婚前に身体的虐待疑いに係る対応経過などを踏まえると、母親支援により家庭での本児らの生活が改善される見込みは少なく、本児や妹たちに対する学校現場の支援により、長期的なスパンで生きる力を身につけさせていく関わり方が必要な世帯であると共通認識をもち、本児に関しては中学校で高等養護学校への入学などを視野に入れた指導等を行っています。

我々の本児に対する支援としては、引き続き定期面談を行い、家庭での生活状況を聴き取りし、本児の学業や学校生活へ影響が及んでいないかを把握し、そのことに対する助言、指導を中心に支援していくこととしています。市は、要対協で、カウンセリングなど、ヤングケアラーの支援を行ってきましたが、まだまだ課題があると考えています。

1点目は、本市の実態が不明であること。

2点目は、家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族に自覚がないといった理由から、子どもからの相談による発見は期待できないということ。

3点目は、学校での理解がまだまだ不十分なこと。

4点目は、実態を把握するにしても、市内にある3つの道立高校は所管外で手を出しづらいことです。

この4点の課題を踏まえ、資料の右下に今後の取り組み案を記載しました。

令和3年度は、すでに学校や先生の研修や調査を終えていますが、これからの支援策等を検討するため、子ども・子育て会議にヤングケアラーの専門

	部会を設置したいと考えています。
	そして、令和4年度には、実態調査や先進地調査を行いながら、支援策を
	   検討するとともに、市民への周知やフォーラムの開催を行いたいと考えてい
	ます。
C 委員	課題について、道立高校は所管外で手が出しづらいとの記載がありますが、
	管轄外のため、実態の把握が難しいということですか。
事務局	周知活動であれば、お願いすることは可能かと思いますが、調査は難しいか
	もしれません。
C 委員	教育支援センターの管轄は、市内の高校に通っている方ですから、たとえば
	教育支援センターの活動を通して、調査を行うことはできるのでしょうか。
事務局	ぜひ検討していきます。
C 委員	調査の前に、このような実態があるという研修を行わなければ、認知されま
	せんから。認知されてから、調査という流れです。
A 委員	むしろ、道教委は、周知に向けた研修はやっているのでしょうか。
事務局	研修までは、把握していませんが、調査は進めています。各学校に調査を実
	施していますが、各自治体の詳細までは、出てこないのではないかと考えてい
	ます。
C 委員	連携しなければ、調査しても意味がありませんよね。
事務局	まず、周知活動を道立高校、市立高校関わらず、考えていきたいです。
A 委員	ヤングケアラーという言葉が先走ってしまい、家族の手伝いをするというこ
	とだけでなく、そのことによるメンタルヘルスがどのような関係にあるのかと
	いうこともしっかり把握していかなければ、今後のアクションがしにくくなっ
	ていきます。ぜひ、道教委とも連携を取り進めていただければと思います。
	4 その他 (日程調整)
A 委員	それでは本日の議事は以上で終わります。
事務局	閉会(19:30)